

官報号外 平成九年五月二十三日

○第一百四十四回 参議院会議録第二十七号

平成九年五月二十三日(金曜日)
午前十時十一分開議

○議事日程 第二十七号

平成九年五月二十三日

午前十時開議

第一 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、新議員の紹介
法律案(内閣提出、衆議院送付)

以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。
議席第五十六番、比例代表選出議員、長尾立子君。

(長尾立子君起立、拍手)

度の構造改革を進めていくとしても、避けては通ることができない喫緊の課題であると考えております。

ます。

今回の改正は、引き続き医療保険制度の改革を着実に進めていくことを前提として、制度の安定的運営の確保、世代間の負担の公平等を図るため、給付と負担の見直し等の措置を講じようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申します。

第一は、健康保険法等の改正であります。まず、医療保険制度及び老人保健制度の全般にわたる改革を図るために、その基本的事項について、提出者の趣旨説明を求める存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。小泉厚生大臣。

〔國務大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小泉純一郎君) 健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

二十一世紀に向けて、社会経済の活力を損なわず、公平公正で効率的な社会保障制度を確立するためには、社会保障の構造改革を進めていくことが必要であります。社会保障制度の中核となる医療保険制度については、財政収支の均衡が図られるよう、一部負担の見直しとあわせて、たためには、社会保障の構造改革を進めていくことが必要であります。社会保険制度の改定が必要であります。社会保険制度の改定が必要であります。また、船員保険法等についても、健康保険法の改定と同様に、一部負担の見直しを行ふこととしております。

第一は、国民健康保険法の改正であります。當を確保することは、今後どのような医療保険制度を確立することとしております。

まず、健康保険法の改正と同様に、外来の際の薬剤に関する一部負担を設けることとしております。

ます。

次に、低所得者の保険料軽減分を公費で補てんする保険基盤安定制度に係る国庫負担の特別措置を平成十年度までとし、段階的に国庫負担額を増額することとしております。

また、国民健康保険組合の国庫補助については、国民健康保険の本来の被保険者である者に係りとし、健康保険の適用除外承認を受けた新たな審議会を設置することとしております。

次に、老人保健法の改正であります。

まず、老後ににおける健康の保持を図る観点から、訪問指導について、寝たきり等の者以外の者に対する援助を行うこととしております。

第三は、老人保健法の改正であります。

まず、老人医療費を支えている現役世代と高齢者世代との公平、給付と負担の合理化等の観点から、一部負担金の額を見直すこととしております。

次に、老人医療費を支えている現役世代と高齢者世代との公平、給付と負担の合理化等の観点から、一部負担金の額を見直すこととしております。

外來一部負担金の額については、同一の月に同一の保険医療機関等ごとに、一月二十二円から四回の支払いを限度として一日五百円に改めることがあります。

入院一部負担金の額については、一日七百十円から一日千円に改めることとしております。この場合、低所得者に係る入院一部負担金の額については、現在は二月を限度として一日三百円としておりますが、これを一日五百円に改めることとしております。

ております。さらに、外来及び入院の一部負担金の額については、二年度」とし、一日当たり医療費の伸びに応じて改定することとしております。

また、健康保険法の改正と同様に、外来の際の薬剤に関する一部負担を設けることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、平成九年五月一日としております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、次のとおり修正が行われております。

第一に、外来の際の薬剤に係る一部負担については、薬剤の支給を受けることに、その種類数について、二種類または三種類の場合は四百円、四種類または五種類の場合は七百円、六種類以上の場合は千円とすることとし、頼服薬及び外用薬については、一種類につきそれぞれ十円及び八十円とする」ととされております。

第二に、政府管掌健康保険の保険料率を千分の八十五とすることとされております。

第三に、老人保健法に係る入院一部負担金の額を、平成九年度においては一日につき千円、平成十年度においては一日につき千百円、平成十一年度においては一日につき一千一百円とする」ととされております。

第四に、この法律の施行期日を、公布の日から施行する一部の事項を除き、平成九年九月一日とすることとされております。

第五に、政府は、薬剤の支給に係る一部負担その他この法律による改正に係る事項について、法律の施行後の薬剤費を含む医療費の動向等を勘案し、三年以内に検討を加え、必要があると認める

ときは所要の措置を講ずることとされておりま

す。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。佐々木渕君。

〔佐々木渕君登壇、拍手〕

○佐々木渕君 私は、自由民主党を代表いたしまして、健康保険法等の一部を改正する法律案につき、橋本總理並びに小泉厚生大臣にそれぞれ一問ずつ御質問申し上げます。

我が国社会保障制度は、昭和三十六年の国民皆保険、国民年金の達成以来、年々充実を見、国民生活の安定向上に大きな役割を果たしてまいりました。この間、社会保障関係費も年々増加を続け、平成九年度には十四兆六千億円にも達し、國の財政負担も一般歳出の三分の一を占めるに至

りました。そして、この費用は、制度の性格上、年々増加することが避けられず、平成十年度につきましても、医療費の自然増や年金受給者の増加などによりまして、少なくとも八千億円程度の増加が見込まれ、このような傾向は今後ますます顕著になるものと予想されます。

一方、我が国の財政状況は、巨額の国債残高を抱えるなど極めて深刻な状況にあり、財政構造の根本的改革を行わなければ事態はさらに厳しくなるものと考えられます。

このような状況の中、社会保障制度を二十一世紀に向かって描くべきものにしていくこととされることは、目下、政治に課せられた重要かつ緊急の課題であります。これまでの右肩上がりの経済成長を

背景とした制度について根本的な改革を加え、世代間の公平な負担に配慮しつつ、必要な費用をいかにして確保するかが今日極めて重要な課題となっております。

そこで、総理にお伺いいたしますが、この厳しい環境の中において、社会保障関係費用の確保につきまして総理はどのような御所見をお持ちであるか、お伺いをいたします。

次に、医療保険制度の改革について、厚生大臣に伺います。

我が国医療保険制度は、平均寿命の伸長などに象徴的に見られますが、国民の健康の維持増進に大きく寄与してまいりました。しかし、近年の社会経済状況や医療をめぐる環境の変化の中で、基本的なさまざまな問題も指摘されるに至りました。これらの課題を一つ一つ解決することなくしては、二十一世紀の国民医療は成り立ち得ないとの趣論さえ聞かれる現状であります。

まず、薬剤の問題であります。

現在の医療が薬なしには考えられないほど薬剤の役割は重要ですが、我が国薬剤費の全額は急速に増大するものと思われます。

一方、我が国の財政状況は、巨額の国債残高を抱えるなど極めて深刻な状況にあり、財政構造の問題、総じて現行の薬価基準そのものの根本的見直しの必要性も指摘されております。

さらには、薬価差益の問題、高薬価シフトの問題、総じて現行の薬価基準そのものの根本的見直しの必要性も指摘されております。

さらに、診療報酬体系の問題であります。現行の出来高払い中心の診療報酬体系が我が国社会に向かって描くべきものにしていくこととされるべきものであることは、目下、政治に課せられた重要かつ緊急の課題であります。これまでの右肩上がりの経済成長を

かし出来高払いに伴う過剰診療などの指摘もなされておるのであります。したがって、医療従事者の技術料を適正に評価するとともに、医療経営の安定にも十分配慮しながら、適正かつ合理的な診療報酬体系の確立を急がなければならないと思ひます。

さらに、老人医療についてであります。

老人医療費は、平成七年度には八兆九千億円にも上り、全医療費の約三分の一を占めておりますが、今後の高齢化の進行を考えますときには、この額は急速に増大するものと思われます。

現在、医療保険各制度の財政が厳しい状況にあるとの要因の一つは、老人保健制度のもとでの老人医療費拠出金の負担が増大しておることになります。したがって、今後は、給付と負担の関係がより明確なものになるよう、そして関係者の理解が得られやすい制度につくりかえていく必要があると私は思います。

また、高齢者自身の負担につきましても、低所得者に対するきめ細かい配慮を行いながら、現役世代との負担の公平の視点から適正な見直しが行われるべきだと考えますが、厚生大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、現在なお幾つかに分立しております医療保険制度の整理統合の問題であります。

それぞれの制度は、それぞれの時代の要請に基づいて創設され、それぞれの役割を果たして今日に至っていますが、今、社会保障全体の観点に立ってこれを見渡してみますときに、例えば給付と負担のアンバランスなど重要な幾つかの問題点が指摘されております。これらを解決するためには、制度の整理統合を急がなければならないと私

改革に取り組んでいきたいと思いますが、こうした改革を進めていくためにも医療保険制度の財政の安定的運営がぜひとも必要であります。ですから、今回の案は総合的な改革を進めるための第一次的な、段階的な案だと位置づけております。

以上でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 渡辺孝男君。

(渡辺孝男君登壇、拍手)

○渡辺孝男君 私は、平成会を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案に反対する立場から、橋本総理大臣並びに関係大臣に質問いたしました。

まず初めに、今回の自社共同提案の修正案に対する衆議院厚生委員会での強行採決に断固抗議いたしました。

この修正案は、衆議院厚生委員会に提案された当日に、七時間余りの審議が行われたのみで、与党の横暴な委員会運営により審議が打ち切られ、即刻強行採決されました。これは多数の横暴、民主主義軽視の暴挙としか言いようがなく、到底容認できるものではありません。しかも、社民党から参議院における再修正要求が出されたことは、与党内においてさえ本案に対する不満が残っていることを如実に示しております。

与党内でさえまとまっていると断言せざるを得ないのであります。→
この点に関して総理の見解を求めます。

このような暴挙によって衆議院を通過した本法

案は、医療保険財政に対する効果も三年もつかもたないかの全く不十分なものであり、しかも抜本的改革抜きで、一兆円にも及ぶ国民負担増を先行実施するものであり、国民にとっても断じて受け入れがたいものであります。

また、直接国民の健康に益しない薬剤費別途負担にかかる医療事務費の増大や、中途半端な変更がたび重なることによる医療現場の混乱を全く無視したものであり、机上の論の弊害が余りにも目につきます。国民中心の医療の観点から、あるいは効率重視の観点から見ても問題があり、この改正案の行き着くところは、単なる国民負担増、医療現場の無益な混乱、そして橋本総理主導の六つの改革の出足からの失敗という三重苦を招くだけではないかと懸念いたします。

橋本総理の納得のいく答弁を求めます。
次に、本法案に対する具体的な疑問点について、以下、小泉厚生大臣にお尋ねいたします。
まず、一番問題が多い薬剤費の別途負担についてであります。

診療報酬には薬剤費負担が当然含まれております。これに加えて、投与される薬剤の種類数に応じ新たに負担を設けたのは、明らかに薬剤費抑制を意図しての二重負担であり、ペナルティー的意味を込めたものと言わざる得ません。しかし、日本薬剤費高騰は、投与量に主たる原因があるのではなく、高薬価にこそ原因があることは常識であります。

そこで、お尋ねいたします。薬剤費に二重負担を設けた根拠を示してください。また、高薬価の是正なしに何ゆえ投薬種類数による負荷のみとしたのか、理由を示してください。

次に、この薬剤二重負担の他の問題点を列挙いたします。

一、長期処方にシフトし、薬剤費削減効果は疑わしい。二、定額のため、処方期間の差に配慮なく不公平。三、定額のため低所得者層への逆進性が強い。四、多疾患者、重症患者に負担が重くなる。五、会計事務が煩雑となり、病院にとっては事務費、人件費のコスト増となり、患者にとっては待ち時間が増加する。

これら批判に対する回答を求めます。
次いで、被用者保険本人や高齢者の医療費自己負担増について、引き続き、厚生大臣に質問いたします。

まず第一の質問ですが、これらの自己負担は健保財政をある程度改善しますが、高額療養費制度があるため、医療費全体の六割は影響を受けないとされております。したがって、医療費削減効果はそれほど大きくなとの指摘があります。この点に関しての見解を求めます。

次に、高齢者の入院費の負担増に関して質問いたします。

今回の改正案では定額負担が維持されており、高齢者に一割負担を求める政府提案の介護保険法改正の折に、政管健保の財政が悪化した場合に高齢者に一割負担を求める政府提案の介護保険法改正の折に、政管健保の財政が悪化した場合に高齢者に一割負担を求める政府提案の介護保険法改正の折に、政管健保の財政が悪化した場合に

赤字となり、二年程度で財務破綻に陥ると推定されています。このような政管健保財政状況においては、これまで繰り延べられてきた八千二百億円に上の国庫負担を返済するのは当然であります。大蔵大臣はその返済時期を明示すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

本法案が成立しても、政管健保の単年度収支は試算上平成九年度において既に三千九百十億円の赤字となり、二年程度で財務破綻に陥ると推定されています。このような政管健保財政状況においては、これまで繰り延べられてきた八千二百億円に上の国庫負担を返済するのは当然であります。大蔵大臣はその返済時期を明示すべきです。

次いで、政管健保の補助率に関する質問いたします。

本法案が成立しても、政管健保の単年度収支は試算上平成九年度において既に三千九百十億円の赤字となり、二年程度で財務破綻に陥ると推定されています。このような政管健保財政状況においては、これまで繰り延べられてきた八千二百億円に上の国庫負担を返済するのは当然であります。大蔵大臣はその返済時期を明示すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

中期内の財政運営を導入した平成四年の健康保険法改正の折に、政管健保の財政が悪化した場合に

は、まず国庫補助率を引き上げ対応するとの趣旨の決議をいたしました。にもかかわらず、今回の改正案ではこの点に全く触れられておりません。

その理由について、総理よりお答えいただきたいと思います。

次に、医療保険制度の抜本的改革の基本理念についてお尋ねいたします。

昨年十一月以来の与党三党合意の第一のポイントは、過剰な医療費の削減であり、具体的には薬価基準制度や診療報酬体系の見直しなどであります。第一のポイントは、高齢・少子社会における新たな高齢者医療制度の確立であります。

そこで、総理大臣並びに厚生大臣にお伺いいたします。

まず、過剰な医療の削減に関する事項が、過剰と適正な医療を区別する基準について見解をお聞かせいただきたい。

次に、大蔵大臣にお伺いいたします。

大蔵大臣は、去る四月一日に行われた政府・与党の財政構造改革会議の企画委員会において、高福祉高負担から中福祉中負担への移行を示唆しておられます。このような移行に伴い適正と過剰の医療の範囲も変わってくるのかどうか、あるいは高齢者に対する医療・福祉サービスにも制限が加えられることになるのか否か、御所見をお伺いいたします。

次に、過剰な医療費抑制に対するこれまでの厚生省の取り組みとその問題点について、厚生大臣に質問いたします。

厚生省は、過剰な医療提供体制の是正措置として、これまで、医師・歯科医師供給数の適正化や地域病床数の適正化などに取り組んでまいりました。医師・歯科医師の入学定員数の削減は、歯科医師に関しては二〇%削減の目標をほぼ達成しておりますが、医師に関してはまだ一〇%削減の目標を達成しておりません。その原因と改善策についてお尋ねいたします。

また、地域病床数の適正化については、過少地域の改善はなされつありますが、過剰地域の是正は不十分であります。その原因と改善策についてお尋ねいたします。

さらに、西高東低と言われる一人当たり医療費の地域間格差の是正も不十分であります。まだ最大二倍の地域間格差が認められております。ある試算によれば、現制度下でも一人当たりの老人医療費を下位の県の水準に近づければ老人医療費が

二兆円以上軽減するとのことであります。地域間格差の原因と今後のはじめの取り組みについてお伺いいたします。

ただし、この場合注意しなければならないのは、地域全体としての適正化と個々の患者レベルでの適正化との調和を図る必要があるということです。個々のレベルでの医療費の適正化には、わかりやすい診療費明細書の発行やレセプト公開によるコスト意識の喚起と不適正医療の排除が不可欠であります。また、重複検査や重複薬剤投与の是正には個人医療カードの推進が必要であります。本来、医療費抑制を図るのであればこちらを先にすべきであり、自負負担増は二の次であるべきです。この点に関する厚生大臣の見解をお伺いいたします。

次に、薬価基準制度の見直しに関して質問いたします。薬剤費は医療費の約三〇%を占め、薬価差益や高価格の新薬へのシフトなどが最大の問題となっています。これに関しては大英断をもって早期見直しの実行あるのみと考えます。総理大臣並びに厚生大臣の決意をお聞かせいただきたい。

また、薬価基準制度改革と密接な関係にある診療報酬体系の見直しについて質問いたします。従来から指摘されているように、医療技術に対する評価を高め、ホスピタルファーマーへの配慮も行うべきであります。これらの改善により、薬剤や検査の多寡に依存しないで病院経営が成り立つようになります。これが五割以上の自治体が赤字経営という異常な事態を改善する王道と考えます。厚生大臣の御所見をお聞かせいただきたく。

次に、総理大臣にお尋ねいたします。政府・与党は、これらの医療保険制度の抜本改革を八月末までにまとめると言っています。これまで協議してまとまらなかつたものが、あと二ヶ月半以内にまとまるとする根拠を示していた

革決定までのプロセスと、決定後国民の合意を得るための方途について明らかにしていただきたい。

次に、今後の医療保険制度改革の責任者である橋本總理並びに小泉厚生大臣に一つ提案がございました。

総理も小泉厚生大臣もいわゆる自民党厚生族の大物議員と世間から見られておりました。そのため、近年発覚し、厚生省が関与したとして問題になつた血液製剤によるH.I.V.感染症あるいは彩福祉グループ事件の折にも、それのかかわった業者が政治献金を受けたとして名前が挙げられ、自主的に政治献金を返却したとされておりました。

今回提出いたしました改正案、これは昨年末の

与党合意に基づきまして、医療保険制度の財政の安定を確保するため、給付と負担の見直し等を行うものであります。

法案の修正等の国会運営は国会の御判断にゆだねられるべきものであります。今回の衆議院での修正は、薬剤の負担方式等につきさまざま御意見のあることから、衆議院における審議と与党における協議を踏まえて、より各方面の理解を得ることができるよう行われたものと理解をいたしております。

今後の医療保険制度改革のためには、関係諸団体にも痛みを伴う改革を迫ることになると思います。火だるまになつても改革をやり遂げると宣言した橋本總理並びに行革にも熱意を持っておられる小泉厚生大臣におかれましては、國民にわざかの疑惑も抱かれないよう、抜本改革が達成されるまでは関連業界からの政治献金を自粛した方がよいのではないかと考えますが、総理並びに厚生大臣の考えをお聞かせください。

二十一世紀におきましても、國民皆保険体制のもとで國民が安心して暮らせる社会を築くために、社会保障構造改革の一環として医療保険制度の総合的な改革に取り組んでまいります。

こうした改革を進めてまいりますためにも、現

行の医療保険制度の財政の安定を確保していくことが緊急の課題でありますことから、医療保険改革の第一段階として、平成九年度に給付と負担の見直し等を実施したいと考えたところであります。

次に、政管健保の国庫補助率の引き上げについてのお尋ねがございました。

社会保険方式による公費負担のあり方ににつきましては、今後、医療保険制度全体の構造改革を議論する中で検討を行っていかなければなりませんが、国の財政の極めて厳しい状況の中におきまして、補助率の引き上げは困難だと考えております。

次に、過剰な医療と適正な医療の区別というお尋ねがございました。

議員は医師でおられてよく御承知のように、我が国の医療費につきましてはかなりの地域間格差がございます。あるいは、議員も御指摘になりましたように、薬剤の使用割合が諸外国に比べて高い、こうしたさまざま問題点がありまして、適正な診療水準の確保を図っていく必要があると考えております。

次に、薬剤費についてのお尋ねがございました。薬価の問題につきましては、保険で償還する医薬品の価格を公定価格としていることに伴って、薬価差や高価格シフトといったさまざまな問題がありますために、薬の価格につきましては市場取引の実勢にゆだねるという原則に立ち、薬価基準制度の根本的な見直しに取り組むこといたしております。

次に、医療保険制度の抜本改革について御意見がございました。

与党三党は、今回の法案の施行時期までに医療保険制度改革協議会を取りまとめることとし、与党医療保険制度改革協議会が厚生省の協力を得て取りまとめ作業を行つことといたしております。

政府としては、この与党医療保険制度改革協議会の結論が出されれば、これを尊重しながら、抜本改革の具体化に向け、本法案で創設を予定しております、仮の名前でありますけれども、医療保険構造改革審議会等の検討も経て、成案を得、法案等の形で国会の御審議を賜りたいと考えております。

次に、抜本改革が達成されるまで関連業界からの政治献金を自粛したらどうかという御質問がございました。

政治資金のあり方につきましては、政治資金規正法に規定されており、その中で寄附の質的制限などが定められています。御指摘のような制限はなく、厚生関係業界だからといって特に献金を受けるべきではないとは考えておりません。

なお、団体、企業等からの政治献金のあり方につきましては、三党政策合意に沿つて各党各会派で御論議をいたくべきものと考えております。

この点については、今回の薬剤負担について数多く列挙されて質問されております。

この点については、今回の薬剤負担については、事務の簡素化の観点から、平均的な処方日数による定額負担とし、薬剤に対するコスト意識の涵養を図り、薬剤の多用の適正化に資することとしたものであります。

薬剤負担については、事務の簡素化について数多く列挙されて質問されております。

この点については、今回の薬剤負担については、事務の簡素化の観点から、平均的な処方日数による定額負担とし、薬剤に対するコスト意識の涵養を図り、薬剤の多用の適正化に資することとしたものであります。

最後に、参議院の御審議について御要望がございましたが、参議院の御審議は参議院御自身で決めになることであり、政府が御答弁を申し上げることではございません。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

(國務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○國務大臣(小泉純一郎君) 渡辺議員にお答えします。

大変多くの質問がなされておりますので、多少時間がかかりますが、順次答弁させていただきますので、よろしく御協力お願いします。

まず、薬剤負担の導入についてありますが、我が国においては薬剤使用が多過ぎるという問題が指摘されていることから、その適正化を図るた

めに、従来の医療費全体に対する定率負担に加えて、薬剤に着目した負担を新たに設けることとしたものであります。

高薬価の問題については、確かに現在の薬価基準制度には問題があると多く批判されておりました。この問題につきましては、市場取引の実勢に沿つて、薬剤負担を新たに設けることとした

高薬価の問題については、確かに現在の薬価基準制度には問題があると多く批判されておりました。この問題につきましては、市場取引の実勢に沿つて、薬剤に着目した負担を新たに設けることとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

介護保険との整合性についてのお尋ねですが、老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

介護保険との整合性についてのお尋ねですが、老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

りますが、今回の一部負担の見直しは、受益と負担の公平及び世代間の負担の公平の視点から行うものであります。

その結果、平成九年度では、若人の自己負担率は高額療養費制度の影響も見込んだ上で一六・八%から二一・八%に、老人の自己負担率は五・五%から八・四%になるものと見込んでおります。

まず、薬剤負担の導入についてありますが、我が国においては薬剤使用が多過ぎるという問題が指摘されていることから、その適正化を図るた

めに、従来の医療費全体に対する定率負担に加えて、薬剤に着目した負担を新たに設けることとしたものであります。

高薬価の問題については、確かに現在の薬価基準制度には問題があると多く批判されておりました。この問題につきましては、市場取引の実勢に沿つて、薬剤負担を新たに設けることとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

介護保険との整合性についてのお尋ねですが、老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

介護保険との整合性についてのお尋ねですが、老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

介護保険との整合性についてのお尋ねですが、老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

介護保険との整合性についてのお尋ねですが、老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

介護保険との整合性についてのお尋ねですが、老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

介護保険との整合性についてのお尋ねですが、老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

介護保険との整合性についてのお尋ねですが、老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

介護保険との整合性についてのお尋ねですが、老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

介護保険との整合性についてのお尋ねですが、老人保健の一部負担額については、高齢者の負担のしやすさという点にも配慮し定額負担を維持することとしたところですが、その額についてはおむね一割程度の負担水準を目指としつつ、急激な負担増を避けるという観点から定めたものであります。

すので、こうじう点を含めて今後改革をしていきたいと思います。

医学部の入学定員の削減目標が達成できない原因としては、私立や公立の医科大学において、経営上の問題のほかに、もともとの定員規模が小さめのこと、地元の理解を得にくいことがあると聞けております。

今後とも「機会ある」といふ文部省、公立大学等
関係方面に医学部の入学定員の削減目標が達成さ
れるよう要請をしていきたいと思います。

病床過剰地域の病床数についてですが、現在、
病床過剰地域における既存の病床を制度的に削減
する方策がないことが適正化が進んでいない原因
だと考えております。

宣 告 報 (号 外)

こうした指摘も踏まえながら、病床過剩地域での病床数の適正化について検討したいと思います。診療報酬体系の見直しについてですが、我が国の診療報酬体系は、出来高払い制を中心としていることから、とくに過剰診療や入院日数の長期化を招きやすいこと、医業経営が薬価差益に依存していること等の指摘があり、その見直しが必要であると考えております。

返済財源の確保に最大限努め、速やかに返済できるよう一層努力してまいりたいと考えております。

次に、私の中福祉中負担という発言につきましては、財政構造改革会議の出席者から、現在は高福祉中負担であり、負担が先送りされている旨の御発言があり、給付と負担の均衡を図ることが重要であるとの認識が示された点を述べたものでございまして、医療等の具体的な給付水準について言及したわけではございません。

財政構造改革を進める中で、社会保障についても医療、年金等各分野の合理化、効率化を図り、

します。医療保険の構造改革は、その中でどのよう位置づけておられるのでしょうか。また、医療問題は、国民のために個々の利害を超えた思い切った改革が必要であります。総理の御認識と医療改革への決意をお伺いいたします。

また、今回の改正案が抜本的改革を切り離していることについて、橋本総理の御見解をお尋ねいたします。

抜本改革なくして負担増なしとの社会民主党の主張によって、本年九月一日の法施行までに医療改革プログラムが取りまとめられることになります。

した。

投資的費用の評価も含め、総合的な検討を行つてまいりたいと考えます。

○議長(嘉藤十朗君) 答弁の補足があります。小泉厚生大臣。
予算を見直していく必要があると考えております。 ろであります。(拍手)

小　　具具体案を示して、国民的な議論を踏まえながら成案を得たいと考えております。
以上であります。(拍手)

〔國務大臣 小泉純一郎君登壇、拍手〕

○議長(高藤十朗君) 菅野議君。
〔菅野議君登壇、拍手〕

だきたいと思います。
医療費の地域格差についてであります、これは人口当たりの病床数や医師数の違い、高齢者割合、診療行為の違い、さらには住民の医療に対する意識等、複雑な要因によるものと考えております。
医療費の地域格差の問題については、医療提供

して、ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案に対して、橋本總理大臣及び小泉厚生大臣に質問をいたします。

国民医療費は二十八兆円にも達し、毎年兆円ずつ増加しております。一方、医療保険財政は構造的な赤字に陥っており、このままでは崩壊しかねない危機的状況にあります。社会民主党は医療保険制度の深刻な現状を認識し、直ちに本改革

体制の適切な確保や診療報酬の審査基準の明確化を図るなどに取り組むほか、住民の医療に対する意識の改革などを総合的に進めていく必要があると考えております。

診療費明細書の発行やレセプトの閲示についてですが、患者に対し適切な情報を提供する観点から、診療費明細書の発行の推進を図るとともに、レセプトの本人への開示についても、がんの告白の問題なども関係しますが、私は前回にも取り上げておきたいと考えております。

また、個人医療カードの推進による重複検査等の是正についてですが、検査、投薬の重複化を除き、効率化を図るために被保険者証のカード化等を含めた医療情報システムの基盤整備を進めてまいりたいと考えております。

薬価基準の見直しについては、總理からお答弁をしたところではございますが、できるだけ速やかに実施されることを要望いたします。

に取りかかるべきだと主張してまいりました。
そこで、まず橋本総理にお伺いいたします。
橋本総理は、社会保障の構造改革の旗を高く掲げておられます。が、総理の問題意識と社会保障構造改革の意義、今後のスケジュールをお尋ねいたします。医療保険の構造改革は、その中でどのよう位置づけておられるのでしょうか。また、医療問題は、国民のために個々の利害を超えた思い切った改革が必要であります。が、総理の御認識と医療改革への決意をお伺いいたします。
また、今回の改正案が抜本的改革を切り離していることについて、橋本総理の御見解をお尋ねいたします。
抜本改革なくして負担増なしとの社会民主党の主張によって、本年九月一日の法施行までに医療改革プログラムが取りまとめられることになりました。

我が党は医療改革プログラムに万難を排して取り組む決意であり、政府は与党三党が合意する医療改革プログラムを閣議決定すべきであると考えます。橋本総理の御所見をお伺いいたします。

改革に意欲的な小泉厚生大臣には、医療改革プログラムに取り組む御決意と具体的なお考えを披露していただきたいと思います。

社会民主党は、可能な限り国民に負担を転嫁しない姿勢で審議に臨みます。国民負担は衆議院の修正によって政府案よりは軽減されました。この際、参議院においては徹底した審議を行い、参議院の良識を示すべきであります。私は、同僚議員各位に強く訴えるものであります。

さて、今回の改正で最もわかりにくいとされている外来時の薬剤費別途負担についてお尋ねいたします。

患者に薬剤のコスト意識を持たせることでは、薬漬け医療は解消できないと考えます。社会民主党は、患者にとっては単なる値上げでしかない薬剤の別途負担部分の切り落としを繰り返し主張いたします。議員各位の御賛同をいただきたいと思います。

外報(号)

診療報酬体系を見直すべきであります。厚生大臣の御見解をお尋ねいたします。

次に、お年寄りの入院負担の軽減についてお伺いいたします。

衆議院の修正で政府原案よりも患者の負担が増加しました。国民は大変戸惑っております。お年寄りの負担が過重なものとなると受診抑制につながります。現行一日当たり七百十円を念頭に激変緩和に努めるべきであります。

老人医療費の問題は抜本改革の最大の課題であり、単に高齢者はお金を持っているから負担してもらおうという発想ではなく、世代間の社会連帯とともに、お年寄りが安心して医療を受けられるよう、老人保健制度を改革する必要があります。政府の見解をお伺いいたします。

以上、改正案に関連してお尋ねしました。

社会民主党は、患者本位の医療を確立するため、医療における情報公開や説明責任の徹底、保険者機能の強化が必要であると考えます。医療の質の向上を図り、高齢者や難病患者、障害者や低所得者等に対し公平公正の原則を貫くことが社会民主党の考える医療構造改革の理念であることを強く訴えて、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣(橋本龍太郎君)】 菅野議員にお答えをめられております。現行の薬価基準制度のもとで給付における不明瞭な実態の解明と解消こそが求められています。現行の薬価基準制度のものは、いかなる薬価決定方式をとろうと薬価差益が生ずることは免れません。薬の価格は、公設の医薬剤費については、一兆三千五百億円に上る薬価差益の解消や、政府が五千三百億円という保険給付における不明瞭な実態の解明と解消こそが求められています。現行の薬価基準制度のもとでめられております。現行の薬価基準制度のものは、いかなる薬価決定方式をとろうと薬価差益が生ずることは免れません。薬の価格は、公設の医

選択の拡大、民間事業者の導入なども含めました制度の効率化、合理化を進めていかなければなりません」と考えております。

このためにも、医療保険制度改正及び介護保険制度の創設を第一歩といたしまして、引き続き、総合的な医療改革に取り組むと同時に、年金につきましても制度全体の見直しを行つこととしている御指摘がございました。

社会保険制度につきましては、国民経済との調和を図りますとともに、国民の需要の変化に適切に対応していくために、効率的で安定した制度を確立するといった考え方での改革を進める必要がございます。

医療は年金とともに社会保障制度の重要な柱でありますから、社会保険構造改革の一環として、医療保険制度及び医療提供体制の両面にわたる抜本的な構造改革を実施していくかなければなりません。今後、できるだけ速やかに国民的意見の集約を図りながら、抜本的改革を進めてまいりたいと考えております。

政府といいたしましては、この与党医療保険制度改定すべきではないかという御意見をいただいておりました。与党三党は、今回の法案の施行時期までに医療改革プログラムを取りまとめる」とされましても、与党医療保険制度改革協議会が厚生省の協力を得て取りまとめての作業をするとされております。

政府といいたしましては、この与党医療保険制度改定協議会の結論が出されましたなら、これを尊重しながら、抜本改革の具体化に向けて、本法案で創設を予定いたしております、仮称でありますけれども、医療保険構造改革審議会等の検討も経まして、法案を取りまとめて、法案等の形で国会の御審議をちょうだいしたい、そのように考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

【国務大臣(小泉純一郎君)】 菅野議員にお答えをめられました。

二十一世紀に向けて、医療提供体制及び医療保険制度の両面にわたる改革を総合的に進めていく必要があることはもう申し上げるまでもありません。その中においては、老人医療制度のあり方あるいは診療報酬体系の見直し等、この問題、構造的な改革が必要だと考えております。診療報酬

体系あるいは薬価基準の見直し等、この問題、構造的に改革しなきなりませんが、九月一日までなどの抜本的な改革に取り組む必要がございました。この改正案が成立し次第できるだけ早く、九月一

こうした改革を進めていきますためにも、現行の医療保険制度の財政の安定を確保していくことが緊急の課題でありますことから、平成九年度に決定すべきではないかという御意見をいただいておりました。与党三党は、今回の法案の施行時期までに医療改革プログラムを取りまとめる」とされましても、与党医療保険制度改革協議会が厚生省の協力を得て取りまとめての作業をするとされております。

政府といいたしましては、この与党医療保険制度改定すべきではないかという御意見をいただいておりました。与党三党は、今回の法案の施行時期までに医療改革プログラムを取りまとめる」とされましても、与党医療保険制度改革協議会が厚生省の協力を得て取りまとめての作業をするとされております。

官 報 (号 外)

口を持つことは、できるだけ早く改革案をまとめて国民の批判に供するようにしたいと思っております。

○議長(新藤十朗君) 今井證君。
〔今井證君登壇、拍手〕

金が五千四百八十八億円ということです。」のままで年度中途で支払い不能に陥ると予測されますが、このような状態に立ち至ったことについて

政府は一九八〇年代に入つてから国民医療費の適正化に着手をいたしました。八一年七月の臨調第一次答申、八二年七月の第二次答申を受け

薬価基準及び診療報酬体系の見直しについては、薬の価格については公設の医薬品取引市場を創設してはどうかということになりますが、今のところ、公設の医薬品取引市場を創設するのではなくて、医療機関・薬局と卸との間の自由な市場取引の実勢にゆだねるという原則に立って、新たな方式を検討したいと思っております。

つきまして、民主党・新緑風会を代表して、橋本
総理並びに関係大臣に質疑を行いますが、前の質
疑者との全くの重複を避ける意味で、若干、内
容、答弁者を変えさせていただきます。
今回の法改正は、医療保険財政、とりわけ政府
管掌保険財政の破綻を避けるためのものとして提
案されております。

では、政府に大きな責任があると言わざるを得ません。

て、同年十月、国民医療費適正化総合対策本部を発足させました。そして、その翌年、八三年には老人保健制度により老人の一部自己負担を導入し、八四年には健康保険法改正を行って、健保本部の十割給付を廃止して一割負担といたしました。

また、診療報酬についても、今後抜本改革の一環として見直しますが、出来高払い制度と定額払い制度、それぞれ一長一短あります。しかし、何とかこの両方の長所を組み合わせて最善の案ができるだけ短所を切り捨てて長所を生かすような形で、出来高払い制度だけではい、定額払い制度を組み合わせるような方式を今後とも検討していくたいと思っております。

私どもは、国民皆保険制度が国民の健康や生活を守る上で果たしてきた役割を高く評価し、今後ともこれを維持しなければならないと考えます。したがって、医療保険・財政の悪化を放置し、国民皆保険制度の信頼を損ね、制度の崩壊につながるようなことは絶対に避けなければならないと思つております。

しかし、今回の改正案は、また二年後には欠損

いわゆる隠れ借金が生じたわけですが、この元利合計は八千二百億円に達しております。この隠れ借金を返してもらえば、政管健保はとりあえず今年度は破綻を免れるわけであります。政府はこの返済についてどのようにお考えなのか、総理大臣の立場からのお答えをお願いいたします。

医療費の請求審査の適正化についても、保険医療機関等に対する監査指導や審査の充実強化等を徹底してまいりたいと考えております。

を生じるという全く間に合わせ的なものにすぎないのです。抜本改革なしには医療保険財政は健全化されませんし、国民はまた抜本改革なしの自己負担増には納得していないのです。

そこで、今回の改正案を審議するに当たっては、今日の医療保険財政の悪化を招いた原因は一体どこにあるのか、当面の対策としては患者本人の窓口自己負担を求める以外の方策はないのか、

で推移していることを理由にして、保険料率を八・四%から八・一%に下げ、同時に国庫補助の割合も一六・四%から一三%に切り下げました。これはまさに見通しの誤りと言はばかはあります。政府は、とりあえず国庫負担率をもとの一・四%に戻して、当面政管健保の保険料率アツブを避けるおつもりはないか、大蔵大臣にお尋ねいたします。

今後の老人保健制度の抜本改革における一部負担のあり方については、世代間の負担の公平を図りつつ、高齢者の方々が必要な医療を安心して受けができるよう十分配意して検討していくべきだと思います。(拍手)

そして抜本改革をどのような内容とスケジュールで進めるのか、これらのことについて国民の前に明らかにする必要があると考えております。
そこで、まず第一の点であります。

いすれにいたしましても、総理大臣には、こういった政管健保運営上の責任を政府としてどうお考えになっておられるか、お尋ねいたします。

次に、医療保険全般について、その効率化のために政府がこれまでとてこられた政策について

見込まれる一方、事業運営安定資金、つまり積立

官外報号

第一は、医療の情報公開を徹底的に進めて、国民が安心して納得できる医療を受けられる体制をつくることであります。第二は、一万近くの病院と八万七千余りある診療所の役割分担をはっきりさせ、診療所のかかりつけ医機能としての役割を制度化すること、それから病院の機能の役割分担をはっきりさせることだと思いますし、いわゆる老人病院を介護施設に転換することや社会的入院をなくすことが大切であると考えます。第三は、現在の出来高払い制度を抜本的に見直すこと。第四は、薬価制度を廃止して市場原理に任せること。第五は、老人保健制度を見直し、あわせて現行の分立する医療保険制度を整理統合すると同時に、保険者規模を適正化すること、そして保険者機能を強化することの五つであります。

この五つのポイントのうち、幾つかについて具体的にお尋ねいたします。

まず、第一の点の医療機関の機能の点であります、厚生大臣にお伺いいたします。風邪でも大病院といったような現象、その結果として、三時間待って三分診療といった医療費のむだ遣いや高度医療機関のむだな利用をなくすためには、かかりつけ医を制度化し、保険証一枚あればどこへでもかかるれるという現在のシステムを改めることを考えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、第三の点であります、とかく薬漬け、検査漬けの原因ともなっていると考え方の出来高払い制度を抜本的に見直して、むしろ包括払いについていかがお考えでしようか。

第四点は、何回も御答弁がありましたので、薬

価は市場原理に任せることでよろしいと思いますが、その場合には、例えば実勢価格を調査して、医療保険で支払う上限額を決めるという、いわゆる参照価格方式などの方式が導入されると、製薬メーカーは、安い薬の販売に力を入れます。しかし、ただ、このような方向になりますと、研究開発費のかかる薬の開発から手を引きかねない、そういう意味で別途画期的な新薬開発のために国として力を注がなければならないと考えますが、総理大臣の御見解を伺います。

最後に、こういった抜本改革を進めるプロセスについてお伺いいたします。

さきにも述べましたように、これらの抜本改革のメニューは既に出そろっているのに、これまで実行に移されてこなかった、この理由は審議会方式に主としてあると考えます。審議会は医療保険に関連する各種の利害団体の利害調整の場となっており、そのため結論が出ず、抜本改革に手がつかなかつたのではないかと思います。

そこで、これからは審議会に頼るのではなく、

政治主導で大胆な決断をする必要があると考えます。

また、厚生大臣のお考えと御決意を伺います。

また、抜本改革なしの自己負担増に強く反対す

る国民の気持ちは当然のことですが、どのようなスケジュールで抜本改革に着手するおつもりか、

厚生大臣のお考えをお伺いいたします。(拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今井議員にお答えを

申し上げます。

まず、政府管掌健康保険の国庫負担繰り延べについてのお尋ねをいただきました。

平成八年度第一次補正予算におきまして千五百

四十三億円を返済し、過去の繰り延べ分の返済に着手したところであります。これから先も誠意を持ってできるだけ速やかにこの返済ができるよう努めてまいりたいと考えております。異例に厳しいこの財政状況のもとで、将来の返済思いますが、たまたま、この方向になりますと、製薬メーカーは、安い薬の販売に力を入れます。しかし、ただ、この方向になりますと、研究開発費のかかる薬の開発から手を引きかねない、そういう意味で別途画期的な新薬開発のために国として力を注がなければならないと考えますが、総理大臣の御見解を伺います。

最後に、画期的な新薬の開発についてのお尋ねが

具体的に今お約束することは大変困難だということはどうぞ御理解をいただきたいと存じます。

次に、これまでの政管健保運営上の責任についての御質問がありました。

政管健保の財政の大幅な悪化には、予想を超えた経済基調の悪化の中におきまして賃金が伸び悩んだ、そして保険料収入の伸びが低迷いたしました

中で、医療費が経済基調とは全く別の要因において増嵩していることによつて生じたものだと思っております。

今後、本格的な高齢化の進行に伴い、現行制度のもとでは医療費の嵩嵩を抑制することは困難であります。そこで、できるだけ早期に医療保険制度の抜本改革を取りまとめ国民の選択に供したい、そう

いうふうに考えております。

また、既にメニューは出そろつているがなぜ抜本改革ができなかつたのか、こうした御指摘をいたしました。

確かに、議員が御指摘のように、これまでいろいろな機会に御議論は出てまいりました。しか

し、具体的な改革の内容につきましては、さまざま

な角度から全く対立する御意見もありまして、根本的な見直しができないままに今日まで参つております。

なお、薬価基準制度を抜本的に見直して新たな方

式を導入いたします場合には、そうした画期的

な新薬の開発意欲を阻害しないような方式という

ものも考えていかなければならぬと思っており

ます。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答

弁を申し上げます。(拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今井議員にお答えを

申し上げます。

まず、政府管掌健康保険の国庫負担繰り延べに

ついてのお尋ねをいただきました。

しかし、二十一世紀の社会にふさわしい医療保

険制度を確立する、そうしたことを考えましたと

おりました。

私は大変大事な問題を御指摘いただいたと思

います。ちょうど私が厚生大臣のころにも同じよう

な問題がありまして、対象とする患者さんが非常

に少ない、しかし非常に研究開発にはコストのか

かるこうした特殊な分野の医薬品を国の誘導施策

によりまして研究に取り組ませるといったことを

試みたこともございました。しかし、その後そう

した行動もとまつております。

科学技術創造立国を目指しております我が国に

とりましては、省資源しかも知識集約型の産業で

あります医薬品産業というの重要な産業であり

ますし、一層重要になり得る産業分野だとも思

います。平成八年度に創設いたしました基礎研究推

進事業等を活用して、我が国の研究開発の基礎強

化を図るなど、今後ともに画期的な新薬の開発の

促進に協力をしていく体制はつくっていきたいと

思います。

なお、薬価基準制度を抜本的に見直して新たな方

式を導入いたします場合には、そうした画期的

な新薬の開発意欲を阻害しないような方式とい

うのも考えていかなければならぬと思っており

ます。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答

弁を申し上げます。(拍手)

（国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手）

○国務大臣(小泉純一郎君) 今井議員にお答えいたします。

抜本的改革がなぜ行われなかつたのか、その責任ということについては、今、総理からお答えいたおりでありますので、省略させていただきました。

それから、かかりつけ医の制度化に関する件であります。医療は患者の身近な地域における提供が望ましいという観点から、かかりつけ医を重視するということについては私も賛成であります。地域の第一線の医療機関としてこれからますます意欲を持って活動してもらいうような体制を整える。同時に、他の医療機関と機能分担を図ることの意味におきまして、地域の支援病院、こういうことの位置づけも図っていかなければなりませんが、患者の医療機関の自由な選択ということを抑制することについては、まだなかなか国民の理解を得られないのではないか、かかりつけ医機能の定着や医療機関の機能分担の状況、患者の流れの実態等を踏まえて、今後対応を検討していきたいと思っております。

診療報酬体系の見直しについてですが、これは、出来高払い制度と定額払い制度、両者の長所を生かせるような組み合わせをぜひとも考えて具体案を示していただきたいと思っております。薬価基準制度の廃止ですが、これについては総理がお答えしたとおりでありますので、省略させていただきます。

政治主導で大胆な決断をする必要があるのではないかということであります。全く同感であります。

今後、今までなぜ抜本改革ができなかつたか、

その経緯を調べ、反省し、その点からいいよいよ申します。抜本改革をせざるを得ないという認識に立つて、できるだけ早い機会に抜本改革案を示して國民の批判にたえ得るような案を出し、国会の御審議を経て、何とか二十一世紀にたえ得るような改革案をまとめてみたいと思つております。これはもとより政治家の決断であり、心してかかっています。

また、この抜本改革のスケジュールでございまが、この法案が成立し次第できるだけ速やかにまず厚生省として案を示し、与党の今までの討議の基本合意の線に沿つた案、審議会の意見等を踏まえまして案を示して、そのたたき台をもとに各党の意見を聞きながら決断をしていく必要があるのではないか。少なくとも九月一日までに出せといふことになりますが、それ以前でできるだけ早い機会に出して、早く政党間の合意が得られるよう材料は厚生省としても示していきたいと思います。御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣三塚博君登壇、拍手〕

○国務大臣(三塚博君) 今井議員にお答えを申し上げます。

「一問であります。一回目は総理大臣だけといふことになりましたけれども、せっかくの御質疑でありますので、財政担当者として申し上げます。御理解をお願いしたいと思います。

政管健保国庫負担継続延べにつきましては首相答弁のとおりでありますが、私は、その趣旨を踏まえながら、政管健保財政の危機的な状況を念頭に置きながら、今後、返済財源を確保することに

最大限の努力をいたしますと同時に、速やかに返済できるよう一層努力をしてまいりたいと思います。

次に、政府管掌健康保険の国庫負担率の引き上げについてのお尋ねでございますが、医療に関する国庫負担は平成九年度で六兆六千億円の巨額に達しております。異例に厳しい財政状況を踏まえながら、一切の聖域なしに歳出削減を行い財政構造をより推進していくなければならない状況にございまして、政管健保の国庫負担率を現行以上に引き上げることは大変難しいと考えます。

以上であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 西山登紀子君。

〔西山登紀子君登壇、拍手〕

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました健康保険法等改正案について質問いたします。

今回の法案は、医療保険財政の浪費構造には全く手をつけず、一兆円もの患者負担増のみを強要するものであり、何の道理もない改悪法案です。しかも、許せないことは、与党三党と民主党が成立を前提に修正協議を重ね、その後与党三党はお年寄りの入院費を一日一千二百円にするなど、原案よりさらに国民に負担増を迫る異例の改悪修正を行つたことであります。さらに、公聴会も開かれず、この改悪修正案はわずか一日で採決が強行されました。この改悪修正案はわざか一日で採決が強行されたことも到底認めるわけにはまいりません。

こんな改悪をされればもう医者にはかかれないと、今、国会にはこういう悲痛な思いを込められた反対請願署名が既に千五百万人を超えて寄せられ、国民の怒りはますます大きく広がっています。こ

の国民の声にこたえることこそ、民主政治の基本であり、今、国会に課せられている使命だということを申し上げ、以下、質問を行います。

総理、そもそも国民の命と健康を守ることは、憲法第二十五条の定める国の基本的義務です。ところが、今回の改悪では、健保本人の負担を一割に引き上げ、外来・入院費用を大幅にふやすなど、医療費負担を現行より一・五倍から四倍以上にもふやそうとしています。この負担増が受診抑制をねらったものであることは明らかであり、国民の医療を受ける権利を踏みにじるものであります。

総理は、本改正によって必要な診療は抑制されないと答弁し、小泉厚生大臣は、「一回五百円納めるのが嫌で受診抑制する人は」「まれば」と答弁しています。しかし、厚生省自身が今回の負担増によって八千五百億円の受診抑制効果があると試算しているではありませんか。それだけではあります。全国の保険医団体連合会が行った患者六千人アンケートでも、医療費負担が二倍以上に引き上げられた場合、実に六割の人が受診を減らすこと回答しています。

年金暮らしのお年寄りは、昼食を減らしていふ、まるで長生きしたらいいかぬような仕打ちだと、やり場のない嘆きと怒りの声を上げています。

お年寄りだけではありません。本人負担が二割になる労働者とその家族も深刻です。一九八四年、本人一割負担が導入されたときには、本人のみならず、お父さんが行かないでの家族も我慢する、家族にまで受診抑制が広がつたことが当時の厚生省調査によつても明らかにされました。

総理、「このように本案は、負担増により受診抑制と治療中断をもたらし、病気を重症化させるものです。早期発見早期治療を困難にし、国民の命と健康をないがしろにするこのようなやり方が、どうして改革と言えるでしょうか。明確にお答えください。

第一の問題は、赤字の大きな原因となってきた世界一高い薬価には一切手をつけていないということです。

医療保険財政が赤字だからと言うなら、なぜ真っ先に大きなむだ遣いである高過ぎる薬価や医療機器にメスを入れないのでですか。総理も厚生大臣も、我が党の追及に対し、日本の薬価が高いことを認め、薬価基準の見直し・価格設定の透明化などを、その是正に取り組むと答弁してきました。この薬価の引き下げと透明化に取り組み、新薬の比率をドイツ並みにすれば一兆円以上の財源が生まれるではありませんか。

既に私が予算委員会で指摘しましたように、大手メーカーの先発品の薬価は、同じ薬効の後発品の二・五倍の高値がつけられています。この先発品を後発品と同じ値段に下げた場合、約四千五百億円の節約になると厚生省も答えていました。これらの改革だけでも今回の患者負担増はしなくて済むではありませんか。

しかも、「兆円もの負担増をこの法案で押しつけても、二、三年後には再び赤字になる」と政府も認めています。この悪循環を断ち切るには、私が指摘した高薬価、高医療機器にメスを入れることが不可欠です。

製薬企業の利権を温存したまま、患者に薬負担のコスト意識を持て、負担をふやせでは、まるで

浪費にさらにお金をおせといふものであり、国民は絶対に納得できません。明確な答弁を求めます。

第三の問題は、政府がこれまで国保や政管健保など医療費への国庫負担を削りに削ってきたことがあります。

八二年度の三〇・六%から九三年度には「三・

七%へと実に六・九%も減らしています。これを八〇年度水準に戻せば、一兆六千億円の財源が確保できるのであります。

特に政管健保について言えば、九一年度、黒字を理由に国庫負担率を一六・四%から一三%に引き下げましたが、政府も保険財政が悪化すれば国庫負担の復元について検討すると答弁し、健康保険法にも「所要の措置を講ずる」とつけ加えました。

ところが、翌年度から政管健保が赤字になったにもかかわらず、政府は、国庫負担率の復元を行

わざ、そればかりか、今回、この答弁とは逆に、

最高の八・五%に引き上げるというのです。これでは、国民に対する公約も法の趣旨も踏みにじり、政府がつくった政管健保の赤字をそっくり国民にツケ回ししようとするもので、全く言語道断であります。

国会答弁や法の本来の趣旨に従い、国庫負担の割合をもとに戻すことこそ政府のるべき責任ではありませんか。総理に答弁を求めてます。

第四に、製薬企業と政治家の癒着を絶つという問題です。

総理、そもそも製薬業界の売上高の八割は保険

財政から支出をされています。平成四、五、六の

三年間に九千百万円もの巨額の政治献金を受け取った総理を初め政治家がこの製薬業界から献金を受け取っています。国民に負担増を迫りながら、みずからは医療保険財政から多額の利益を得ている製薬大手メーカーから政治献金を受け取る、このようなことがどうして許されるのでしょうか。

総理、厚生大臣、届け出をしてあるから問題なしということで済ませる問題ではありません。少なくとも福祉・医療に直ちに禁止すべきです。少なくとも福社・医療にかかる企業団体からの政治献金受け取りを直ちにやめ、さらに、高級官僚天下りの禁止に取り組むべきではありませんか。明確にお答えください。

最後に、政府は、今回の法改正をあくまで抜本改正の第一步としていることがあります。

しかし、今検討されているのは、高齢者負担のさらなる拡大、薬剤は市場原理にゆだねるとして、製薬大手メーカーの高利益の温存、粗診粗療につながる定額払い制中心の診療報酬体系への改悪です。これでは、抜本改正どころか、文字どおり抜本改悪と指摘せざるを得ません。これまでの審議でも既に明らかになつたように、国民負担を押しつける根拠が崩れた以上、国民の切実な声を受けとめ、本法案を直ちに撤回することを要求して、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 西山議員にお答えを申し上げます。

まず、患者負担見直しの影響についてのお尋ねがございました。

医療保険財政の安定の確保が緊急の課題でありますことから、平成九年度には負担と給付の見直し等を行うこととしているわけあります。一部負担の見直しにつきましては、世代間の負担の公平等を配慮しながら、無理のない負担となるよう配慮して定めております。

次に、薬価及び医療機器価格の適正化についての御意見をいたしましたが、薬価基準制度については、薬の価格を市場取引の実勢にゆだねるという原則に立ち、根本的な洗い直しに取り組むとともに、医療機器につきましても、その流通実態に問題があればその改善も図るなど、価格の適正化を進めてまいります。

次に、政管健保の国庫負担率についてであります。社会保険方式における公費負担のあり方につきましては、今後、医療保険制度全体の構造改革を議論する中で検討を行っていかなければなりませんが、国の財政の大変厳しい現状におきまして、補助率の引き上げはなかなか困難だと考えております。

次に、福祉・医療にかかる企業、団体からの政治献金についての御意見をいたしましたが、政治献金のあり方につきましては、政治資金規正法に規定されており、その中で寄附の質的制限などが定められておりますが、御指摘のような制限はございません。福祉・医療関係だからといって、特に献金を受けるべきでないと考えてはおりません。団体、企業等からの政治献金のあり方につきましては、三党政策合意に沿って、各党各会派で御論議をいたくべきものと思います。

次に、福祉・医療にかかる高級官僚の再就職につきましては、公務員の當利企業への再就職につきましては、職務の公正な執行がゆがめられるこ

(号外)

とのないように国家公務員法により制限をされております。

一方、福祉・医療分野への再就職を一律に禁止する、これは職業選択の自由との関係や知識経験の有効活用という面もあることから、不適切だと思います。

最後に、高齢者の負担等についてお尋ねがございましたが、老人の一部負担につきましては、世代間の負担の公平、制度の安定という観点を踏まえながら検討をしてまいります。

薬価基準制度につきましては、薬の価格を市場取引の実勢にゆだねるという原則に立った見直しを進め、診療報酬体系につきましては、医療の質を確保しながら、出来高払いと定額払いの最善の組み合わせを検討してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(小泉純一郎君) 西山議員にお答えいたします。

政治資金についてであります。政治資金規正法にのつとっている限り、個人であれ、企業であれ、団体であれ私は問題ないと思っております。国民が政治活動を支える政治資金をどのように提供するかということは、今後、各党各会派の御議論にまちたいと思つております。

私に関して言えば、政治献金によって私の政治信条が左右されることはありません。今後、疑惑のないように注意をしていきたいと思つてはおります。

また、福祉・医療にかかる高級官僚の再就職

については総理から答弁したとおりであります。が、厚生省職員の製薬企業への再就職については、事務次官、官房長、業務局長、業務局審議官は、事務次官、官房長、業務局長、業務局審議官の製薬企業への再就職は自らする」としておりました。

以上であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長清水嘉与子君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

〔清水嘉与子君登壇、拍手〕

○清水嘉与子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、無線及び有線による情報伝達手段の発達に対応するとともに、著作者、実演家またはレコード製作者の権利の適切な保護に資するため、著作物、実演またはレコードの送信可能化に規定の整理等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、マルチメディア時代の著作権制度のあり方と権利処理体制の整備方針、

本法律案は、新幹線鉄道の着実な整備を図るためにつきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

〔直嶋正行君登壇、拍手〕

○直嶋正行君 ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新幹線鉄道の着実な整備を図るために日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設に

映画等の実演家の権利保護の拡充、著作権意識の普及啓発等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長直嶋正行君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

〔直嶋正行君登壇、拍手〕

○直嶋正行君 ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新幹線鉄道の着実な整備を図るために

出席者は左のとおり。

議長 斎藤十朗君
副議長 松尾 官平君

議員

田村	公平君	小山	峰男君
渡辺		山口	哲夫君
福本		西川	玲子君
椎名		加藤	修一君
益田		益田	洋介君
林	久美子君	洋介君	素夫君
鈴木	正孝君	市川	一朗君
都築	譲君	岩瀬	良三君
石田	美栄君	武田	節子君
寺澤	芳男君	浜四津敏子君	
牛嶋	正君	白浜	一良君
猪熊		木暮	重二君
木暮		片上	山人君
芦尾	長司君	石井	公人君
永野	一二君	永野	
常田	茂門君	常田	享詳君
堂本	上吉原一天君	大野つや子君	暁子君
大野		高野	博師君

栗原	君子君	魚住裕一郎君	末広真樹子君	釣宮
大森	礼子君			矢田部 理君
山本	保君			
江本	孟紀君			
平田	健二君			
和田	洋子君			
菅川	健二君			
水島	裕君			
小林	元君			
山崎	順子君			
荒木	清實君			
直嶋	正行君			
統	訓弘君			
長谷川	清君			
及川	順郎君			
星野	朋市君			
廣中	和歌子君			
勝木	健司君			
泉	信也君			
鶴岡	洋君			
長谷川道郎君				
水野	誠一君			
長尾	立子君			
奥村	展三君			
岩永	浩美君			
山崎	力君			
阿曾田	清君			

田浦	谷川	戸田	今泉	小山	秀善君	直君
成瀬	佐藤	南野	中曾根	須藤	邦司君	昭君
守重君	孝雄	知恵子君	弘文君	良太郎君	博昭君	
陣内	大久保	中島	閑根	正昭君	和伸君	
	矢野	山崎	吉村剛	龍一君	貞夫君	
	佐藤	平田	太郎君	真人君	清水嘉子君	
	南野	松村	正昭君	則之君	嘉子君	
	中曾根	山崎	龍一君	哲朗君	永田	
	須藤	中島	吉村剛	良雄君	林	
	良太郎君	閑根	正昭君	寬子君	寛子君	
	君	矢野	龍一君	吉宏君	吉宏君	

武見	海野	高橋	義孝	敬	三君
鈴木	北岡	風間	令則	君	
秀三	越前	山下	政二	君	
鎌田	鴻池	寺崎	昭久	君	
要人	要人	鑑	良平	君	
君	君	吉田	秀夫	君	
一木	野沢	太三	三君	君	
平井	吉田	卓志	君	君	
銭木	林田	悠紀	夫君	君	
上野	依田	公成	君	君	
三浦	保坂	智治	君	君	
溝手	塙崎	一水	君	君	
加藤	保坂	三藏	君	君	
狩野	塙崎	恭久	君	君	
尾辻	秀久	正君	君	君	
松谷	君	紀文	君	君	
蒼	一郎	君	君	君	
野間	赳君	安君	君	君	
鹿熊	安正	君	君	君	
斎藤	文夫	君	君	君	
石川	弘君	君	君	君	
吉川	片山虎之助	君	君	君	
芳男	君	君	君	君	

下稻葉耕吉
宮崎秀樹君
杏掛哲男君
高木正明君
大木浩吉君
坂野重信君
佐々木滿君
井上裕君
笠原潤一君
上山和人君
坂野哲君
長峯芳正君
駒沢上壽君
金田基君
海老原義彦君
阿部勝年君
坪井義君
佐藤泰三君
清水達雄君
梶原澄子君
志村正俊君
小野敬義君
井上哲良君
浦田泰三君
青木清子君
井上孝君
大河原太一郎君
岡部賢二郎君
小川勝也君

青木上杉久世倉田遠藤
村上井上岩崎太田大脇
橋本中原谷本烟
大渕橋本中源
釜本景山俊邦茂君
真島岩井太郎君
大島櫛崎國田君
島真島一男君
木井河本泰昌君
鈴木貞敏君
木官英典君
石井治君
守道子君
住和彦君
有信君
智治君
正幸君
弘君
正君
功君
潔君

政府委員		山下 芳生君	峰崎 笠井 前川 川橋 阿部 山本 藥科 佐藤 須藤 美也子君 三重野 栄子君	直樹君 亮君 忠夫君 幸子君 幸代君 正和君 满治君 道夫君 子君 君	朝日 浩弘君 中尾 四郎君 渡辺 澄君 今井 俊昭君 山田 一井 淳治君 及川 一夫君 菅野 茂君 蒜野 仁井 西山 登紀子君 角田 義一君 千葉 景子君
國務大臣	内閣総理大臣	竹村 泰子君	瀬谷 吉川 鈴木 伊藤 基隆君 春子君 和美君 喆夫君 基隆君 春子君 和美君 喆夫君 基隆君	菅野 繩方 繩方 錦方 喆夫君 基隆君 春子君 和美君 喆夫君 基隆君 春子君 和美君 喆夫君 基隆君	本岡 昭次君 筆坂 秀世君 村沢 牧君 笹野 貞子君 村岡 吉岡 吉典君
國務大臣	文部大臣	上田耕一郎君	松前 久保 順行君 達郎君 英天君 亘君	立木 赤桐 横君 武田邦太郎君 箕野 久光君	立木 赤桐 横君 武田邦太郎君 箕野 久光君
國務大臣	大蔵大臣	厚生大臣	大運輸大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
國務大臣	農林大臣	吉賀誠君	橋本龍太郎君 三塚博君 小杉洋君	橋本龍太郎君 三塚博君 小杉洋君	橋本龍太郎君 三塚博君 小杉洋君

官報 (号外)

議長の報告事項

去る十九日内閣総理大臣から平成四年七月二十六日執行の参議院比例代表選出議員選挙の線上補充による当選人について通知書を受領した。

長尾 立子君
(鳩崎均君死去による)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

松村 龍一君

補欠

真鍋 賢一君

農林水産委員
辞任 竹山 裕君
補欠 松村 龍一君

運輸委員

辞任

真鍋 賢一君

補欠

竹山 裕君

決算委員
辞任 国井 正幸君
緒方 靖夫君
議院運営委員
辞任 小川 勝也君
国井 正幸君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

臓器の移植に関する特別委員
辞任 岡部 三郎君
照屋 寛徳君
笛野 貞子君
栗原 君子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

臓器の移植に関する特別委員
辞任 成瀬 守重君
山口 久光君
栗原 哲夫君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

職器の移植に関する特別委員会

理事 成瀬 守重君 (岡部三郎君の補欠)

理事 菅野 育君 (照屋寛徳君の補欠)

同日議長は、次の議員提出案を職器の移植に関する特別委員会に付託した。

職器の移植に関する法律案 (猪熊重二君外四名)

発議 (參第二号)

同日議長は、次の衆議院提出案を職器の移植に関する特別委員会に付託した。

職器の移植に関する法律案 (猪熊重二君外四名)

同日議長は、次の衆議院提出案を職器の移植に関する特別委員会に付託した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

塙崎 恭久君

補欠

武見 敏三君

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案 (田英夫君外五名発議) (參第五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案 (關法第四四号)

包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件 (關法第一二号)

可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件 (關法第一三号)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案 (關法第十九号)

商法等の一部を改正する法律案 (關法第六〇号)

商法等の一部を改正する法律案 (關法第六一號)

法律の整備に関する法律案 (關法第六六号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案 (關法第八八号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

日本銀行法案 (鈴木淑夫君外四名提出) (參第一九号)

金融委員会設置法案 (鈴木淑夫君外四名提出) (參第二〇号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案

は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け領した。

南極地域の環境の保護に関する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員荒木清寛君提出ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生防止対策等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五條第一項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員竹村泰子君提出脳死判定基準等に関する質問 (答弁することができる期限 六月十八日)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

南極地域の環境の保護に関する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、同日通商産業省生

活産業局長村田成一君の第百四十回国会政府委員

免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次

者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

同日内閣事務代理福田泰三君 (同日議長承認) を、第

百四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受

領した。

昨二十一日議長において、次のとおり調査会委員

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官 報 (号 外)

著作権法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成九年五月六日

内閣總理大臣 橋本龍太郎

から求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。

（五）送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすること

第二条第一項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七項中「放送、有線送信」を「公衆送信」に、「放送又は有線送信」を「公衆送信」に改め、同条第九項中「第一項第八号」を「第一項

第六十三条に次の二項を加える。
条第一項中「放送され、又は有線送信」を「公衆送信」に改める。

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（昭和四十五年法律第四十ハ号）の一部

卷之三

第一條第一項第七号のものに加へる

七の二 公衆送信 公衆によつて配扱受信さ

ることを目的として無線通信には有線電気

信の送信(有線電気通信機器)をそなへ

分の議題の場所が他の部分の議題の場所へ

の構内(その構内が)以上(の者)の占有

卷之三

國朝通志卷一百一十一

卷之三

卷之三

第二章 第一項第十一款

於這公務在忙，也。公務在忙，則

○曰得○道在隨時○學在活潑○德在圓通○才在自然

日一得・無縫刃の道作答

第三項第(二)項「有經理權」不全

「有氣管炎の急性の発作」

め、同項第九号の三の次に次の二号を加える。

平成九年五月二十三日 參議院會議錄第二十七号

著作権法の一部を改正する法律案

第九十三条第一項中「前条第一項」を「第九十二

条第一項」に改める。

第九十六条の次に次の二条を加える。

(送信可能化権)
第九十六条の二 レコード製作者は、そのレコードを送信可能化する権利を専有する。

第一百二条に後段として次のように加える。

」の場合において、第六十三条第五項中「第
二十三条第一項」「とあるのは、「第九十二条の二
第一項又は第九十六条の二」と読み替えるもの
とする。

附則第十四条中「放送又は有線送信」を「公衆送
信」に改める。

（附 則）
(施行期日)
（自動公衆送信される状態に置かれている著作物等についての経過措置）

1 「」の法律は、平成十年一月一日から施行す
る。

2 改正後の著作権法(以下「新法」という。)第二
十三条第一項、第九十二条の二第一項又は第九
十六条の二の規定は、この法律の施行の際現に
自動公衆送信される状態に置かれている著作
物、実演(改正前の著作権法(以下「旧法」とい
う。)第九十二条第二項第二号に掲げるるものに限
る。以下この項において同じ。)又はレコード
を、当該自動公衆送信に係る送信可能化を行
た者(当該送信可能化を行った者との法律の

施行の際現に当該著作物、実演又はレコードを
送信可能化に係る新法第二条第一項第九号
の五の自動公衆送信装置を用いて自動公衆送信
される状態に置いている者が異なる場合には、
当該自動公衆送信される状態に置いている者)

が当該自動公衆送信装置を用いて送信可能化す
る場合には、適用しない。

3 この法律の施行の際現に自動公衆送信される
状態に置かれている実演(旧法第九十二条第二
項第一号に掲げるものを除く。)については、同
条第一項の規定は、この法律の施行後も、なお
その効力を有する。

(罰則についての経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

（審査報告書）
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律
案

（自動公衆送信される状態に置かれている著作
物等についての経過措置）

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成九年五月一十二日

運輸委員長 直嶋 正行

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、新幹線鉄道の着実な整備を図る

ため、日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建
設に要する費用についての国及び地方公共団体
の負担について定める等、所要の措置を講じよ
うとするものであり、おおむね妥当な措置と認
める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
平成九年四月十七日

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律
案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
した。
よって国会法第八十三条により送付する。

参議院議長 伊藤宗一郎

（小字及び一郎は参議院議長）

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律
案

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律
案

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律
案

全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七
十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「発展と」を「発展及び」に改め、「拡大」
の下に「並びに地域の振興」を加える。

第九条第三項中「次項」を「第五項」に改め、同条
中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を
加える。

4 運輸大臣は、建設主体が日本鉄道建設公団で
ある場合において第一項の規定による認可をし
ようとするときは、あらかじめ、第十三条第一
項の規定により新幹線鉄道の建設に関する工事
に要する費用を負担すべき都道府県の意見を聽
かなければならない。

ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生防止 対策等に関する質問主意書

ダイオキシン類は自然界には存在しない化学物質で「人類が作り出した最強・最悪の毒物」ともいわれている。有機塩素化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程等で、非意図的に生成され、燃焼排ガスや化学物質の不純物として一般環境中に排出される。

その毒性については、動物実験において、急性毒性・慢性毒性・発ガン性・催奇形性・生殖毒性・免疫毒性等の広範囲にわたる毒性影響が報告されてきた。ダイオキシン類の人間への影響評価については、世界保健機関(WHO)の国際ガン研究機関(IARC)が本年一月四日から十一日にかけて、見直しを行ったワーキンググループの検討結果として、発ガン性についてこれまでの「可能性がある」から「ある」に変更し、ダイオキシン類の発ガン性を明確に認めた。

発生源も一般廃棄物焼却施設・産業廃棄物焼却施設・医療機関の焼却炉・学校等の公共施設の焼却炉など多岐にわたっている。特に最近一般廃棄物焼却施設及び産業廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類が周辺住民に不安を与えるとともに社会問題化しており、ダイオキシン類の排出削減が緊急の課題となっている。

こうした観点から、以下質問する。

- 1 厚生省は都道府県に対し、市町村(一部事務組合を含む)が設置した「ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生防止 対策等に関する質問主意書
- 2 年度実績)の全ての焼却施設を対象として、平成七年十一月に排ガス中のダイオキシン類測定の有無及び実績等の報告を求め、次いで平成八年七月にダイオキシン類の排出実態等の総点検調査の実施を要請した。ところが、都道府県から厚生省に対する報告施設数は、前者がわずか五・六%の一〇四施設、後者が三一・四%の六〇一施設で、一度の調査による報告施設数を合算しても三八・〇%の七〇五施設でしかなかった。

(号外)

官

厚生省は、このような低調な報告の要因について、どのように分析しているのか。

2 一度にわたる調査でいずれも報告がなかつた県はどこか。また、報告施設数が平均の三八・〇%を下回った県はどこか。

3 一度にわたる調査の結果は、およそ総点検調査とは言い難いものであり、今後ダイオキシン類の削減対策を検討、実施する上で基礎資料としては全く不十分ではないかと思われる。残る六一・〇%の一、一四九か所に係る補足調査の実施について、政府は今後どのように取り組むのか、そのスケジュールと方策の内容を問う。

4 これまでに実施した一度の調査は市町村(一部事務組合を含む)が設置した焼却施設しか調査対象としていない。これはなぜか。民間が設置した一般廃棄物焼却施設は一日当たり

り五トン以上の処理能力を有する焼却施設が平成六年度実績で全国五七か所(愛知県に一施設、東京都・広島県に各八施設、兵庫県に五施設、千葉県・神奈川県・大阪府・愛媛県に各四施設、静岡県・三重県に各三施設、山形県・長野県に各二施設、北海道・秋田県・群馬県に各一施設)存在する。これらを含めて、全ての一般廃棄物焼却施設についてダイオキシン類排出濃度の調査を実施するとともに、ダイオキシン類排出削減対策を講じさせる必要があると考えるが、今後の政府の取り組みはどうか。

5 産業廃棄物の焼却施設が平成六年四月一日現在で全国に三、三七六か所ある。

厚生省は、これら産業廃棄物焼却施設について、ダイオキシン類の排出濃度調査を実施していないが、どうして実施しないのか。周辺住民の不安には焼却施設が焼却している廃棄物が一般廃棄物か、産業廃棄物かの区別はなく、政府の姿勢は全く理解に苦しむ。産業廃棄物の焼却施設についても、直ちにダイオキシン類の排出濃度調査を実施するとともに、ダイオキシン類の排出削減対策を講じさせるようにすべきではないかと考えるがどうか。

2 ダイオキシン類排出濃度測定結果を公表している都道府県の状況について厚生省に照会したところ、去る二月二十四日に「把握していない」との書面での回答があつたが、納得できない。

千葉県は本年二月二十五日に、県内五四の一般廃棄物焼却施設全てに係るダイオキシン類の排出実態調査の結果を公表するとともに、県内の七施設が判断基準値である八〇ナノグラムをオーバーしていることを明らかにしたが、県議会における答弁に当たり、県当局は「公表時期については、厚生省と調整を取りたい」としていたことを把握している。

- 1 厚生省は都道府県に対し、市町村(一部事務組合を含む)が設置した焼却施設しか調査対象としていない。これはなぜか。民間が設置した一般廃棄物焼却施設は一日当たり

り五トン以上の処理能力を有する焼却施設が平成六年度実績で全国五七か所(愛知県に一施設、東京都・広島県に各八施設、兵庫県に五施設、千葉県・神奈川県・大阪府・愛媛県に各四施設、静岡県・三重県に各三施設、山形県・長野県に各二施設、北海道・秋田県・群馬県に各一施設)存在する。これらを含めて、全ての一般廃棄物焼却施設についてダイオキシン類排出濃度の調査を実施するとともに、ダイオキシン類排出削減対策を講じさせる必要があると考えるが、今後の政府の取り組みはどうか。

5 産業廃棄物の焼却施設が平成六年四月一日現在で全国に三、三七六か所ある。

厚生省は、これら産業廃棄物焼却施設について、ダイオキシン類の排出濃度調査を実施していないが、どうして実施しないのか。周辺住民の不安には焼却施設が焼却している廃棄物が一般廃棄物か、産業廃棄物かの区別はなく、政府の姿勢は全く理解に苦しむ。産業廃棄物の焼却施設についても、直ちにダイオキシン類の排出濃度調査を実施するとともに、ダイオキシン類の排出削減対策を講じさせよう。ようにすべきではないかと考えるがどうか。

2 ダイオキシン類排出濃度測定結果を公表している都道府県の状況について厚生省に照会したところ、去る二月二十四日に「把握していない」との書面での回答があつたが、納得できない。

千葉県は本年二月二十五日に、県内五四の一般廃棄物焼却施設全てに係るダイオキシン類の排出実態調査の結果を公表するとともに、県内の七施設が判断基準値である八〇ナノグラムをオーバーしていることを明らかにしたが、県議会における答弁に当たり、県当局は「公表時期については、厚生省と調整を取りたい」としていたことを把握している。

- 1 厚生省は都道府県に対し、市町村(一部事務組合を含む)が設置した焼却施設しか調査対象としていない。これはなぜか。民間が設置した一般廃棄物焼却施設は一日当たり

官報(号外)

また、福岡県は本年三月の定例議会の一般質問で県内の三施設が判断基準値をオーバーしていることを明らかにしている。「把握していない」とのいい加減な回答は直ちに撤回し、きちんと明らかにすべきではないか。

3 行政が住民の信頼を得るには情報公開を積極的に進めなければならないが、厚生省は都道府県に対し、ダイオキシン類排出濃度測定結果の公表を抑えるような行政指導を行ってきたのが偽りのないところではないのか。この間の経緯について、政府の説明を求める。

4 今回報告された全てのダイオキシン類排出濃度測定結果について、隠すことなく直ちに公表すべきであると考えるが、政府の見解を問つとともに、早急な対応を求める。

特に厚生省は都道府県に対し、ダイオキシン類排出濃度測定結果を進んで公表するよう通知を発すべきではないかと考えるがどうか。

三 既設焼却炉の改良等に対する助成措置の強化について

1 排出濃度が新ガイドラインの緊急対策の判断基準値である八〇ナノグラムを超える施設については、早急に具体的な削減対策を実施しなければならないが、全連続炉への切替え、バックフィルターの設置等の改良費用の捻出と改良期間中のごみの処理に頭を抱えている市町村が少なくないと思われる。政府は

助成措置の強化についてどう考えているか、方策を問う。

2 國庫補助の在り方を早急に検討し直す必要がある。特に公害防止地域に指定されていない財政力の弱い市町村については、補助の拡充が是非とも必要ではないか。

3 焚却施設改良期間中のごみ処理については、当該市町村の枠を超えた対応が必要になるが、当該市町村まかせでは対応が難しいのではないか。政府はどのように都道府県を指導していく考え方か。

4 ごみ焼却施設の作業員の労働環境の改善のための助成の強化も検討すべきではないかと考へるがどうか。

四 焚却灰の最終処分に係る対策について

1 ごみ焼却施設における焼却灰の処分は市町村等の共通の悩みである。焼却灰に含まれるダイオキシン類を分解する溶融固化処理の技術開発が進み既に実用化の段階に達しているが、どの程度の市町村等で導入されているか。

2 溶融固化処理に伴つて発生するスラグの再生利用の状況についても説明されたい。

五 ダイオキシン類規制条例の制定等自治体の対応に係る政府の評価について

1 埼玉県所沢市議会が本年三月の定例議会で「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」、いわゆるダイオ

キン類規制条例を全会一致で可決・制定し、六月に施行する。このような条例制定は全国で初めてか。

埼玉県所沢市に統いて、ダイオキシン類規制条例を制定する市町村が少なからず出てくることが予想される。こうした動きについて、政府はどのように受け止め評価しているか。

2 埼玉県所沢市では、小中学校に設置されている焼却施設の運営を停止したところもあると報じられている。政府は学校等の教育現場におけるダイオキシン類への対応についてどこまで実態把握を行っているのか、明らかにされたい。

右質問する。

平成九年五月二十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員荒木清寛君提出ごみ処理に伴つてダイオキシン類の発生防止対策等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒木清寛君提出ごみ処理に伴う質問に対する答弁書

告のうち、平成七年十二月に行つたもの(以下「第一回調査」という)は、ダイオキシン類の排出濃度の測定の実施状況を把握することを目的とし、平成八年七月に行つたもの(以下「第二回調査」という)は、第一回調査の結果及び同年六月の厚生省におけるダイオキシン類の毒性評価に関する調査研究の中間報告を踏まえ、市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)の設置する千八百五十四か所(平成六年三月末現在)の一部で実態把握を行っているのか、明らかにされたい。

第二回調査については、本年一月二十日までに、御指摘の七百五か所の施設について報告があつたところであるが、その後、同年三月末までに、更に四百四十五か所の施設について報告があつたところであるが、その後、同年三月末までに、御指摘の七百五か所の施設について報告があつたところであるが、その後、同年三月末までに、更に四百四十五か所の施設について報告があつたところであるが、その後、同年三月末までに、更に四百四十五か所の施設について報告があつたところである。

第一回調査に対する報告が遅れているのは、ダイオキシン類の測定には精密な機材及び高度な専門技術を必要とするため、調査の対象施設の数に比べて当該測定を行う能力を持つ機関の数が限られていることによるものと考へる。

二回調査について本年一月二十日までに報告がなかつた都道府県は富山県のみであったが、同県からは同年三月末までに同県内の市町村の設置する十四か所の「ごみ焼却施設のうち、

十一か所について報告があったところである。

また、同年一月二十日時点で報告のあった施設の割合が御指摘の三十八・〇パーセントを下

回っていた都道府県は、北海道、青森県、岩手県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県及び沖縄県である。

一の③について

厚生省において、都道府県を通じて市町村に對し、いまだに報告のないごみ焼却施設について、速やかに測定を実施し、結果を報告するよう指導しているところである。

一の④及び⑤について

第一回調査及び第二回調査においては、排出量が多いとされているごみ焼却施設のうち、その数及びごみ焼却量のほとんどを占める市町村の設置するごみ焼却施設について、ダイオキシン類の削減対策を早急に講じるために排出濃度の測定の実態等を把握する必要があることから、市町村の設置するごみ焼却施設を対象としたものである。

市町村以外の者が設置するごみ焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設も含めた廃棄物の焼却施設から排出されるダイオキシン類の削減対策については、現在、必要な知見の集積に努めるとともに、生活環境審議会廃棄物処理基準等専門

委員会において施設の構造及び維持管理に関する基準の見直し等の規制の方策を検討している

ところであり、燃焼温度等の燃焼条件がごみ焼却施設と異なる産業廃棄物の焼却施設における

省において必要な範囲における調査を実施する

こととしている。

二について

厚生省において、御指摘のダイオキシン類の排出濃度が一立方メートル当たり八ナノグラムを超えるごみ焼却施設に限らず、本年三月末

までに同省に報告のあったすべてのごみ焼却施設(千百五十施設)について、設置している市町

村名、施設名、焼却炉の形式、処理能力、集じん器の形式、使用開始年月及び排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果を、同年四月一日に公表したところである。

また、厚生省において、本年一月に、各都道府県知事に対して「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」(平成九年一月二十八日衛環第一二一号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)を発出し、当該通知において、都道府

県知事が市町村に対してごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類濃度の測定結果を公表するよう指導することを求めたところである。

二の③について

厚生省において、各都道府県のダイオキシン類排出濃度の測定結果の公表状況について調査

県が既に公表し、十県が公表を予定している旨の回答があったところである。

二の①について

市町村がダイオキシン類の削減対策として実施するごみ焼却施設の集じん器の交換等の改良

事業に要する費用については、国庫補助の対象とすることができるものであるので、申請があつた場合には、優先的に補助することとしているところである。

三の②について

ごみ焼却施設の整備事業に対する国庫補助について、御指摘の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)第二条第二項に規定す

る公害防止計画に基づく事業のほか、これまで離島振興法(昭和二十八年法律第七十一号)第五条第一項に規定する離島振興計画、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する振興開発計画及び沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)第三条第一項に規定する振興開

計画に基づく事業について、その他のごみ焼却施設の整備事業に比べて高い補助率を設定しているところである。

四の①について

御指摘の焼却灰の溶融固化処理を行う施設は、本年四月現在、全国の市町村のうち十七か所において設置されていると承知している。

四の②について

溶融固化処理に伴って発生するスラグの再生利用については、例えばアスファルト舗装の骨材、路盤材等として用いられていると承知している。

三の③について

御指摘のごみ焼却施設の改良期間中のごみ処

理については、都道府県に対し、引き続き、当該市町村が適正なごみ処理を確保するために周

辺市町村にごみの焼却を委託することができる

ように市町村間の調整を図る等必要な市町村に対する技術的援助を与えるよう指導してまいりたい。

三の④について

ごみ焼却施設の労働環境については、ダイオキシン類の削減対策としてその発生防止を進めることにより改善が図られるものと考えるが、民間事業者が設置するごみ焼却施設について

三の②について

は、労働省において、地域別、業種別等に組織された中小企業集団又は当該集団の構成員である中小企業者が行う職場における作業環境改善の事業に対して中央労働災害防止協会が助成する「中小企業労働安全衛生活動促進事業助成制度」を設けており、その効果的な活用を図つてまいりたい。

四の①について

御指摘の焼却灰の溶融固化処理を行なう施設は、本年四月現在、全国の市町村のうち十七か所において設置されていると承知している。

四の②について

溶融固化処理に伴って発生するスラグの再生利用については、例えばアスファルト舗装の骨材、路盤材等として用いられていると承知している。

五の①について

御指摘のダイオキシン類を規制する条例については、現在のところ、所沢市以外で制定され

官 報 (号 外)

五の2について
ている例は承知していない。このような条例は、地方公共団体において、ダイオキシン類の削減対策の必要性にかんがみ、地域の実情に応じて制定されるものと承知しており、政府としても、このような状況を踏まえつつ、必要なダイオキシン類の削減対策を講じてまいりたい。

学校等の教育現場におけるダイオキシン類への対応の実態については、現在のところ把握していないが、今後、焼却施設の設置状況の調査を含め、その対応について早急に検討してまいりたい。

参照

五月二十一日 指定した。

六二	六六	六七	六八	七三	七四	七五	六六	七六
大野	田浦	直君	武見	敬三君	秀善君	孝雄君	政二君	鈴木
三子春	大野	田浦	直君	敬三君	秀善君	孝雄君	政二君	鈴木
魯谷	北岡	小山	谷川	谷川	秀善君	孝雄君	政二君	鈴木
博昭君	秀二君	孝雄君	秀善君	孝雄君	秀善君	孝雄君	政二君	鈴木

平成九年五月二十二日 參議院會議錄第二十七号

質問主意書及び答弁書

鴻池	石渡	清水嘉与子君	鎌田	要人君	一七五	岩井	海老原義彦君
景山俊太郎君	勝年君	邦茂君	金田	聖子君	一七六	阿部	國臣君
橋本	長峯	芳正君	駆	基君	一七七	橋崎	正俊君
中原	林	守董君	釜本	爽君	一七八	大島	慶久君
成瀬	中島	眞人君	平田	耕一君	一八〇	坪井	一宇君
世耕	保坂	三藏君	三浦	龍一君	一八一	真島	一男君
前田	依田	智治君	松村	一水君	一八二	佐藤	泰三君
林田悠紀大君	山本	勲男君	前田	一太君	一八三	河本	英典君
鈴木	山本	貞敏君	三浦	一九二	一八四	清水	達雄君
宣吾君	依田	小野	保坂	一九三	一八五	鈴木	栄治君
政隆君	前田	清子君	平田	一九六	一八六	鈴木	貞敏君
良雄君	林	浦田	三浦	一九七	一八七	小野	清子君
太三君	中島	守董君	保坂	一九八	一八八	浦田	勝君
永田	成瀬	眞人君	成瀬	一九九	一八九	守住	有信君
松浦	世耕	守董君	中島	二〇〇	一九〇	井上	孝君
野沢	前田	芳正君	金田	二〇一	一九一	板垣	正君
二木	林	聖子君	中原	二〇二	一九二	大河原太一郎君	大河原太一郎君
秀大君	中島	基君	成瀬	二〇三	一九三	岡部	三郎君
孝治君	成瀬	爽君	保坂		一九四	田沢	智治君
太三君	世耕	芳正君	平田		一九五	眞鍋	賢二君
太三君	前田	聖子君	三浦		一九六		
良雄君	林	基君	保坂		一九七		
宣吾君	中島	爽君	成瀬		一九八		
政隆君	金田	芳正君	世耕		一九九		
一男君	中原	聖子君	前田		二〇〇		
泰昌君	成瀬	基君	林		二〇一		
一宇君	世耕	爽君	中島		二〇二		
一男君	前田	芳正君	金田		二〇三		

官 報 (号 外)

第明治三十五年二月三十日
郵便物認可

平成九年五月二十三日 参議院会議録第一二七号

発行所
虎ノ門二〇五 東京都港区
大蔵省印刷局

電話
03 (3587) 4294

定価
配本体一部
送一
料一〇〇五
別冊